白岡市教育支援センターだより　第 2 号

イエス！

白岡市教育支援センター
電話：0480-93-6850

～教育支援センターの利用方法について～

紫陽花のつぼみが膨らみ始め、少しずつ夏の暑さを思わせる日も増えてきました。今年度のスタートから2か月近くとなり、教育支援センターを利用する児童生徒たちも、それぞれの生活リズムが出来つつあるように感じます。

さて、4月からこれまでの中で、教育支援センター通室手順等についての問い合わせをいただいておりますので、教育支援センター利用方法（通室手続き等）の流れについてお知らせいたします。

① 保護者➡通室相談の申し出を、学校or教育支援センターor教育委員会に行う。
② 日時の調整を行い、教育支援センターで「通室相談（見学等を含む）」を行う。（保護者・児童生徒・所長）・・利用方法等についてご説明いたします。
③ 【通室を希望する場合】 保護者➡ 学校に相談・確認後、「白岡市教育支援センター適応指導教室通室等申出書（様式第1号）」を受け取り、学校長に提出する。
④ 教育委員会から「白岡市教育支援センター適応指導教室等決定通知書（様式第4号）」を受け取った後、教育支援センターへの通室を開始する。

※教育支援センターへの通室等をお考えの場合は、まずご相談ください。また、正式な「通室手続き」前の一時的な措置として、「体験通室（2週間以内）」も受け付けています。

「学校生活で何らかのなやみを抱えている子を支える保護者の懇談会」について（お知らせ）

■日時：６月２５日（水）　９：３０～１１：３０
■場所：白岡市教育支援センター（白岡市篠津５０２－３【2階】）
■日程：受付（９：１５～）　開会（９：３０）
挨拶・教育支援センターについて
講習（９：５０～）
◆講師：中村　豊先生（教育相談員・公認心理士）
懇談会（１１：００～）　閉会（１１：３０）

一人で悩んでいませんか？

■参加希望者は、6月２０日（金）までに申し込みをお願いします。
（申し込み順で１０名までです。）

スクールソーシャルワーカー（SSW）新井まで　☎ 0480-93-6850
スクールソーシャルワーカー直通　center02@shiraoka.sas.ed.jp